

税務相談室

医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 当診療所では、公衆電話を1台と清涼飲料水の自動販売機を1台置いており、患者等がかなり利用しています。

これらによる収入は、どのように取り扱えばよいのでしょうか。

2. 私は、T市で開業している内科医です。75歳以上（および65歳以上で寝たきり等の状態にある）の高齢者については、平成20年4月1日に施行された高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、治療費を後期高齢者医療広域連合に請求しています。広域連合から治療費が支払われる際には、事務取扱手数料が加算されています。

この事務取扱手数料は、医師課税の特例が適用されますか。

3. 私はこのたび、更正の請求に基づいて納めすぎた所得税の還付を受けましたが、還付金に加算金がついていました。この還付加算金は何所得になりますか。

回答

1. 事業に付随した収入は、雑収入として事業所得の総収入金額に算入する。

事業所得の総収入金額には、診療報酬など事業本来の収入のほかに、その事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれると解されています。

例えば、診療所内に広告を提示し、その広告主から謝礼等を受けた場合の収入は、雑収入として事業の総収入金額に算入することになります。

ご質問の公衆電話や清涼飲料水の自動販売機による収入も、事業に付随して生ずる収入であると認められますので、雑収入として総収入金額に算入することになります。しかし、保険診療収入ではありませんから、「医師課税の特例」の対象にはなりません。

したがって、公衆電話の手数料や業者の設置依頼に応じて清涼飲料水等の自動販売機を診療所内に置き、その売上に応じて手数料の支払いを受ける場合には、その手数料を雑収入として医業に係る所得金

額に加算することになります。

なお、清涼飲料水等を診療所で仕入れて売る場合には、売上金額から売上原価および販売に伴う経費を差し引き、その残額を医業に係る所得金額に加算することになります。

2. 事務取扱手数料は、医師課税の特例の適用はなく、雑収入として事業所得の計算上総収入金額に算入する。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度は、75歳以上（および65歳以上で寝たきり等の一定の障害の状態にある）の高齢者を対象に、高齢者の心身の特性に合わせた医療給付などを目指す独立した医療保険制度で、平成20年4月1日から従来の老人保健制度に代わる制度として実施されました。

この制度では、75歳に到達した高齢者は、自動的に従来加入していた医療保険から脱退して後期高齢者医療保険の被保険者となり、運営主体である後期高齢者医療広域連合が保険者として医療給付を行います。

これらの医療給付を行う際、都道府県によっては地域医師会との協定で、広域連合へ請求する取扱事務手数料が支払われています。

また、条例によって高齢者医療確保法が適用されない65歳以上（または60歳）の老人について、従来どおり、治療費の自己負担相当額を市町村で負担しているところもあるようです。この場合、前記の事務取扱手数料のほかに利子補給金（窓口で収入できる金額を市町村から支払うため、請求してから支払われるまでの利子相当分）が支払われています。

これらの事務取扱手数料、利子補給金は、「診療報酬」ではありませんので、「保険診療収入」に該当しないことになります。

なお、高齢者医療確保法に基づく診療収入は、「保険診療収入」に該当することになります。

3. 還付加算金は雑所得になる。

還付加算金の性格は、国税通則法および地方税法の規定により、更正の請求や不服の申立てにより納付済の税額が減額または取り消され、還付される税金に対して付加される一種の利子と考えられます。

したがって、これは「非営業貸金の利子」と同様に雑所得の収入金額として取り扱うこととされています。